

介護保険特定福祉用具購入費支給申請の手引き・概要版

ケアマネジャー・販売事業者向け

本概要版は、介護保険特定福祉用具購入費支給申請の手続きや注意点を抜粋してまとめたものです。制度の詳細、個別の取扱い、申請書類の記載方法等については、必ず本編をご確認ください。

1 福祉用具購入制度の基本

介護保険の特定福祉用具購入は、在宅で安全に、可能な限り自立した生活を続けるために必要な福祉用具について、介護保険法その他関係法令に基づき保険給付を行う制度です。単なる物品購入への助成ではありません。利用者の心身の状態、生活環境、利用目的等を踏まえ、日常生活の自立を助けるため、又は介護者の負担軽減に必要と認められるものが対象です。

【対象者】

- ・購入日時時点で、渋谷区から要支援・要介護認定を受けている方
- ・在宅で生活している方
- ・原則として、入院中・入所中のみの使用を目的とした購入ではないこと

2 支給の対象

【対象となる福祉用具】

- ① 腰掛便座
- ② 入浴補助用具
- ③ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥ 排泄予測支援機器
- ⑦ 固定用スロープ、歩行器、歩行補助つえの一部（貸与と販売の選択制対象）

【選択制対象福祉用具】

令和6年4月から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されています。購入を選択する場合は、貸与と販売のいずれも選択できること、それぞれのメリット・デメリット、利用者負担の違い、身体状況や生活環境の変化の見通し等を説明し、販売を選択する必要性を確認してください。

【対象外となる主な例】

- ・要支援・要介護認定申請前に購入したもの
- ・非該当となった方の購入
- ・指定を受けていない販売事業者から購入したもの
- ・通信販売・インターネット購入等、福祉用具専門相談員から直接助言を受けられない購入
- ・入院中・入所中のみの使用を目的としたもの

3 ケアマネジャー・販売事業者に求められる視点

福祉用具の購入を前提にするのではなく、利用者の心身の状態、ADL、介護状況、住環境、利用中のサービス等を総合的に把握し、当該用具の必要性を検討してください。居宅介護（介護予防）支援サービスの提供を受けている方については、ケアプランに位置付けられていることを確認してください。

【確認のポイント】

- ・利用者の身体状況や日常生活動作に照らして必要な用具か
- ・生活課題に対して、購入が自立支援につながるか
- ・過剰な機能や福祉用具としての機能に直接関係のない装飾がないか
- ・貸与、住宅改修、他サービス等との比較検討を行っているか
- ・購入後の使用状況や生活活動の変化を確認できるか

4 役割分担の目安

ケアマネジャー	身体状況、生活課題、住環境、利用中サービス、ケアプランへの位置付け、貸与・住宅改修等との比較検討
販売事業者	福祉用具専門相談員による助言、用具の選定、販売計画書の作成、仕様・価格・使用方法の説明、購入後のフォローアップ

5 支給限度額・給付方法

- ・福祉用具購入費の支給限度額は、同一年度内で10万円（自己負担分を含む）です。
- ・支給額は、購入費用のうち介護保険負担割合証に応じた自己負担分（1～3割）を除いた額です。
- ・10万円を超える金額は全て自費となります。
- ・同じ月に複数の福祉用具を購入した場合、提出する申請書は1枚です。複数の月にわたる場合は、月ごとに申請書を作成してください。

【給付方法】

償還払いは、利用者がいったん購入費の全額を支払い、後日、区から保険給付分の支給を受ける方法です。受領委任払いは、利用者が自己負担分のみを支払い、保険給付分は販売事業者が受け取る方法です。受領委任払いを利用する場合は、本人及び販売事業者の同意、給付制限を受けていないこと、販売事業者が渋谷区から受領委任払いの承認を受けていること等が必要です。

6 手続きの流れ

- ① 相談・アセスメント（心身の状態、ADL、介護状況、住環境、利用中サービス等の把握）
↓
- ② 用具の選定（福祉用具販売計画に基づく選定、選択制対象では貸与・販売の比較説明）
↓
- ③ 購入（指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入）
↓
- ④ 申請・給付費の請求（購入後・領収後は速やかに申請）
↓
- ⑤ 区の受付・給付審査（必要書類、記載内容、必要性、価格等を確認）
↓
- ⑥ 支給決定・支給（決定通知後、指定口座へ保険給付分を振込）
↓
- ⑦ フォローアップ（購入目的の達成状況、安全な使用状況、生活活動の変化を確認）

7 申請前に確認すること

- ☐ 要支援・要介護認定の有無 ☐ 在宅生活で使用する用具であること ☐ 指定販売事業者からの購入であること
- ☐ 福祉用具専門相談員から直接助言を受けていること ☐ 利用者の身体状況・生活課題との整合
- ☐ ケアプランへの位置付け ☐ 同一年度内の既利用額 ☐ 同一種目の購入履歴
- ☐ 選択制対象用具の場合、貸与と販売の比較説明・販売を選択する理由

8 重要な注意事項

①購入方法に注意

通信販売・インターネット購入など、福祉用具専門相談員から直接助言を受けられない購入や、指定を受けていない販売事業者からの購入は支給対象外です。

②必要性・選定理由は具体的に確認

「高齢のため」「必要と思われるため」だけでは不十分です。利用者の身体状況、日常生活動作、生活上の困りごと、使用目的、購入後に期待される効果を具体的に確認してください。

③同一種目の再購入は原則対象外

同一種目の福祉用具購入は、原則として支給対象外です。ただし、身体状況の変化、破損・機能低下、環境の変化、衛生維持が困難な場合など、区が必要と認めるときは例外的に支給対象となることがあります。購入前にご相談ください。

③入院中・入所中、死亡時等は個別確認

入院中・入所中のみの使用を目的とした購入は、原則として支給対象となりません。また、本人が死亡した場合は、購入日、納品状況、使用状況、領収書等の確認が必要となりますので、速やかに介護保険課へご連絡ください。

9 必要書類 令和8年8月から申請書類が変わります。

購入代金の領収後、速やかに、次の書類を揃えて介護保険課に申請してください。

- ☐ 福祉用具購入費支給申請書（償還払い用又は受領委任払い用）
- ☐ 委任状（本人以外が申請する場合、本人名義以外の口座へ振り込む場合、受領委任払いの場合等）
- ☐ 領収書原本（被保険者氏名、領収日、購入金額、販売事業者名が確認できるもの）
- ☐ 福祉用具のパフレット（種目、商品名、製造事業者名、仕様等が確認できるもの）
- ☐ 福祉用具販売計画書の写し
- ☐ 福祉用具購入費支給計算書（受領委任払いの場合）
- ☐ 再購入理由書（同一種目を再購入する場合）
- ☐ 特注品、複合的機能を有する福祉用具、排泄予測支援機器、スロープを購入する場合の追加資料
 - ・特注品：見積書、仕様書、設計図、採寸表等
 - ・スロープ：設置場所の写真、段差や使用経路が分かる資料
 - ・排泄予測支援機器：医学的所見が分かる書類、確認調書又は試用状況等が分かる資料
 - ・複合的機能を有する福祉用具：機能の内訳、対象機能と対象外機能の区分が分かる資料

複合的機能を有する福祉用具とは

1つの福祉用具に複数の機能が備わっているものをいいます。

例えば、温水洗浄機能付き補高便座、排泄物の自動処理機能を備えたポータブルトイレ、リクライニング機能付き入浴用いすなどが考えられます。

このような福祉用具については、介護保険の対象となる機能と対象外となる機能の確認が必要となるため、機能の内容や価格の内訳が分かる資料の提出をお願いすることがあります。

複合的機能を有する福祉用具の一例

◎腰掛便座（ポータブルトイレ・補高便座）関係

- ・温水洗浄機能付き補高便座
- ・暖房便座機能付き補高便座
- ・電動昇降機能付き補高便座
- ・自動ラップ機能付きポータブルトイレ（ラップポン等）
- ・立ち上がり補助機能付きポータブルトイレ

◎入浴補助用具関係

- ・リクライニング機能付きシャワーチェア
- ・回転座面付きシャワーチェア

◎ICT機能を備えた福祉用具

- ・スマートフォン連携機能付き福祉用具
- ・見守り通知機能付き福祉用具

10 適正な福祉用具購入のために

福祉用具購入費は介護保険財源による公費支出です。ケアマネジャー、販売事業者、区が連携し、必要性、安全性、選定理由、価格の妥当性、購入後の使用状況を確認しながら申請してください。

判断に迷う場合や、必要性・購入方法・再購入・選択制対象福祉用具の取扱いに不明点がある場合は、購入前に必ず介護保険課へ相談してください。